

第6号議案

四日市市立河原田小学校 PTA 会則（案）

（第1章 名称および事務局）

第1条 本会は、「四日市市立河原田小学校（以下『小学校』という。）PTA」と称する。

第2条 本会は、事務局を小学校内におく。

（第2章 目的および活動）

第3条 本会は、保護者と教師が協力して家庭と社会における児童の健全な育成と、会員相互の連携および研修を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- （1）家庭と学校の緊密な連絡により、児童の生活を支援する。
- （2）会員相互の連携および研修を図る。
- （3）学習環境の整備・充実に努める。
- （4）学校行事に関する協力に努める。
- （5）その他、本会の目的に必要な活動を行う。

（第3章 会員）

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

- （1）正会員は、小学校に在籍する児童の保護者ならびに教職員とする。
- （2）特別会員は、本会の主旨に賛同し、事業に協力する者とする。

（第4章 本部役員・会計監査委員および顧問）

第6条 1 本会に、次の本部役員をおく。

（1）会長1名 （2）副会長3名 （3）会計1名 （4）書記1名

2 1項の本部役員は、毎年総会で選出する。

3 本部役員の任期は原則2年とし、総会で交替する。また、ひとりが同時に2つの役職を兼ねてはならない。

4 任期中に欠員が生じたときには、常任委員会の承認を得て補欠委員を補充する。

5 補欠委員の任期は、前任者の補充にあたる場合はその残任期間とし、補充がない場合は1年とする。

第7条 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代行する。

3 書記は、会議の議事ならびに本会の活動状況を記録する。

4 会計は、本会の資産および会計事務を処理する。

5 幹事は、本会の運営全般を補佐する。

第8条 1 本会に、顧問をおく。

2 顧問は、学校長、教頭、担当教員、会計担当教員、前年の会長・副会長、および県・市PTA役員とする。

第9条 顧問は、本会の重要事項の諮問に応じる。

第10条 1 本会の経理を監査するため、2名の会計監査委員をおく。

2 会計監査委員は総会で選出し、任期は1年とする。

(第5章 地区委員)

- 第11条 1 地区委員は、次の地区毎に男女半数を原則として選出する。
(1) 北河 (2) 南河・貝塚 (3) 大治田・川尻・内堀
- 2 各地区は、委員の中から原則として正副代表（以下『地区長』『副地区長』という。）を1名選出する。
- 3 地区委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(第6章 学年委員)

- 第12条 1 学年委員は、学年毎に2名を選出する。ただし、学年毎に補欠を1名選出する。
- 2 委員の任期は原則2年とし、再任は妨げない。

(第7章 専門部)

- 第13条 1 本会の目的を能率的に遂行するため、次の専門部をおく。
(1) 環境整備部 児童の学習環境の整備に関すること
(2) 保健体育部 児童ならびに会員の保健体育に関すること
(3) 広報部 児童ならびに会員活動に関する情報を広報すること
- 2 専門部は、地区委員および学年委員をもって構成する。
- 3 各専門部は、委員の中から正副代表（以下『部長』『副部長』という。）を1名ずつ選出する。

(第8章 総会)

- 第14条 1 総会は、本会の最高決議機関であって、毎年4月に召集する。ただし、会長が必要と認めた場合は臨時に召集することができる。
- 2 総会は、次の事項を審議する。
(1) 会則の改廃
(2) 前年度の活動報告および会計決算の承認
(3) 活動計画および予算
(4) 本部役員ならびに会計監査委員の承認
(5) その他必要な事項
- 3 総会は会員の半数以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。

(第9章 本部役員会)

- 第15条 本部役員会は、本部役員および顧問をもって構成し、必要に応じて会長が召集し、会の運営に関するすべての事項について企画・立案し、一体となって本会の目的遂行にあたる。

(第10章 各種委員会)

- 第16条 1 常任委員会は、本部役員・顧問・地区長・副地区長および専門部長・副部長をもって構成し、本会の重要事項を審議する。
- 2 常任委員会は、原則として月1回開催し、必要に応じて会長が召集する。
- 第17条 1 合同委員会は、本部役員・顧問・地区委員・学年委員をもって構成し、本会の重要事項を審議する。
- 2 合同委員会は、原則として年2回開催し、必要に応じて会長が召集する。
- 第18条 1 学年委員会は、本部役員・顧問・学年委員をもって構成し、学年活動に関する事項を審議する。
- 2 学年委員会は、必要に応じて会長が召集する。

- 第 19 条 1 地区委員会は、地区委員をもって構成し、地区 PTA 活動に関する事項を審議する。
 2 地区委員会は、必要に応じて地区長が召集する。

(第 11 章 特別委員会)

- 第 20 条 1 特別な事項について審議する委員会(以下『特別委員会』という。)を、必要なときに設置することができる
 2 特別委員は、会長が常任委員会の承認を得て委嘱し、その任務が終了したとき解任される。

(第 12 章 会計)

- 第 21 条 本会の会員は、会費を納めるものとする。
第 22 条 本会の活動に関する経費は、会費・寄附金およびその他の収入をもってあてる。
第 23 条 本会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行う。
第 24 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
第 25 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(第 13 章 内規)

- 第 26 条 本会の運営に関する必要な内規は、本会則に違反しない限り、常任委員会の承認を得て定める。

《 付 則 》

本会則は 昭和 4 4 年 3 月 2 3 日から施行する。

昭和 5 1 年 4 月 2 6 日改正
昭和 5 4 年 4 月 2 6 日改正
昭和 5 5 年 4 月 2 5 日改正
昭和 5 6 年 4 月 2 4 日改正
昭和 5 7 年 4 月 2 6 日改正
昭和 5 8 年 4 月 2 8 日改正
昭和 6 3 年 4 月 2 2 日改正
平成 元 年 4 月 2 4 日改正
平成 2 年 4 月 2 5 日改正
平成 5 年 4 月 2 7 日改正
平成 6 年 4 月 2 7 日改正
平成 7 年 4 月 2 8 日改正
平成 9 年 4 月 2 5 日改正
平成 1 4 年 4 月 2 6 日改正
平成 1 6 年 4 月 2 4 日改正
平成 1 9 年 4 月 2 8 日改正
平成 2 0 年 4 月 2 6 日改正
平成 2 2 年 4 月 2 4 日改正
平成 2 3 年 4 月 2 3 日改正
平成 2 8 年 4 月 2 3 日改正
平成 2 9 年 4 月 2 2 日改正

四日市市立河原田小学校 PTA 会則(内規) (案)

(1 章 本部役員および会計監査委員の選出に関する規定)

1 本部役員の選出について

- (1) 次年度の役員の選出は、立候補を優先する。ただし、立候補者が多数の場合はその中での抽選とし、立候補者がいない場合は抽選によって選出する。なお、補欠委員を 1 名選出する。
- (2) 役員の定数は、会員数の増減を勘案し、常任委員会で決定する。
- (3) 役員の選出事務は、当該年度の学年委員および本部役員があたる。
- (4) 次の各項に該当する者は、本部役員を免除することができる。
 - ① 会員家庭のいずれかが、次年度に本部役員、地区委員および学年委員にあたる者
 - ② 会員家庭のいずれかが、次年度に中学校 PTA の役員にあたる者
 - ③ 会員家庭のいずれかが、本部役員、専門部長および地区長を経験した者
 - ④ 会員家庭のいずれかが、地区委員および学年委員を経験し、2 年経過していない者
 - ⑤ 児童の卒業および転居等により、次年度、会則第 5 条(1)に規定する会員資格を逸する者
 - ⑥ その他、特に必要と認める事由がある者(詳細基準は、別に定める)
- (5) (4) の免除にかかる審査事務は、本部役員があたる。

2 本部役員の役職について

- (1) 1 年目書記をした者は、2 年目は会長を務める。
- (2) 1 年目会計をした者は、2 年目は副会長を務める。
- (3) 1 年目副会長をした者は、2 年目も副会長を務める。

3 本部役員の任期について

- (1) 児童の卒業によって、会則第 5 条に規定する本会役員の資格を喪失した場合においても、総会まで任期は継続する。

4 会計監査委員の選出について

- (1) 委員は、地区長(南河・貝塚→大治田・川尻・内堀→北河の順) 1 名および学年委員(5 年生の 2 年目の者) 1 名を選出する。

(2 章 地区委員に関する規定)

1 地区委員の選出について

- (1) 次年度の委員の定数は、常任委員会で決定し、会長が地区長に選出を依頼する。
- (2) 地区委員は、登校班(団)単位から選出することを原則とする。
- (3) 地区委員の選出事務は、当該年度の地区長および副地区長があたる。
- (4) 次の各項に該当する者は、地区委員を免除することができる。
 - ① 会員家庭のいずれかが、次年度に本部役員、地区委員および学年委員にあたる者
 - ② 会員家庭のいずれかが、次年度に中学校 PTA の役員にあたる者
 - ③ 会員家庭のいずれかが、本部役員、専門部長および地区長を経験した者
 - ④ 会員家庭のいずれかが、地区委員および学年委員を経験し、2 年経過していない者
 - ⑤ 児童の卒業および転居等により、次年度、会則第 5 条(1)に規定する会員資格を逸する者
 - ⑥ その他、特に必要と認める事由がある者(詳細基準は、地区毎に別に定める)

2 地区委員の活動について

- (1) 地区委員は担当地区内の課題を明らかにし、学校および PTA 本体と協力して解決に努める
- (2) 登校班等、地区における課題を解決するため、地区委員会を年 3 回以上および地区懇談会を 1 回以上開催する。

(3章 学年委員に関する規定)

1 学年委員の選出について

- (1) 次年度の委員の選出は、各学年で抽選によって選出する。なお、補欠委員を1名選出する。
- (2) 委員は、1年生を除く各学年とも、1年に1名ずつ改選する。
- (3) 補欠委員の任期は、前任者の補充にあたる場合はその残任期間とし、補充がない場合は1年とする。
- (4) 2学年以上にわたって選出されたときは、上の学年を優先する。
- (5) 1年生については、入学式当日の学年集会で免除者を除く会員の抽選によって選出する。ただし、立候補を優先する。
- (6) 委員の選出事務は、前年度の学年委員および本部役員があたる。
- (7) 次の各項に該当する者は、学年委員を免除することができる。
 - ① 会員家庭のいずれかが、次年度に本部役員、地区委員にあたる者（補欠者含む）
 - ② 会員家庭のいずれかが、他学年で学年委員である者
 - ③ 会員家庭のいずれかが、次年度に中学校PTAの役員にあたる者
 - ④ 会員家庭のいずれかが、過去に本部役員、専門部長および地区長を経験した者
 - ⑤ 会員家庭のいずれかが、地区委員を経験し、2年経過していない者
 - ⑥ 会員家庭のいずれかが、過去に学級委員・学年委員を経験した者
 - ⑦ 児童の卒業および転居等により、次年度、会則第5条(1)に規定する会員資格を逸する者
 - ⑧ その他、特に必要と認める事由がある者（詳細基準は、別に定める）
- (8) (7)の免除にかかる審査事務は、本部役員があたる。
- (9) 上記(7)によって学年委員該当者がいない場合は、当該児童の経験者を除く上記(7)⑥を加えた中から抽選を行う。

2 学年委員の活動について

- (1) 委員は、所属学年の会員相互の連携を図る。
- (2) 委員は、本部役員と連携して、研修会等を行う。
- (3) 委員は、別に定める規定の通り、いずれかの専門部に所属する。

(4章 専門部に関する規定)

1 専門部の構成について

- (1) 地区委員は、会則第13条第1項のいずれかの部に所属する。
- (2) 地区長は、地区委員選出時にいずれかの部に所属するよう配慮する。
- (3) 1年目の本部役員は、いずれかの部にオブザーバーとして参加する。
- (4) 教員はいずれかの部に参加し、学校側との連絡調整を図る。
- (5) 当年度の副部長は、次年度の部長を務める。

(5章 PTA会費に関する規定)

1 PTA会費は、次の項目により本会計へ納入する。

- (1) PTA会員1人当たりの月額会費は、収支を勘案しながら合同委員会の承認を得て年度毎に決定する。

(6章 慶弔に関する規定)

1 会員について

- (1) 会員が死亡した場合は、その遺族に10,000円の香典と供花1基を添えて贈る。

2 児童について

- (1) 本校児童が死亡した場合は、その会員に10,000円の香典と供花1基を添えて贈る。

(7章 表彰に関する規定)

- 1 会員が次に該当する場合は、常任委員会で審議し、総会において、感謝状と記念品（5,000円程度）を贈る。

(1) 会員が通算して5年以上、本部役員・地区委員、および学級委員を経験した場合

(2) 会員家族が同時に委員を経験し、合算して5年以上になる場合

(8章 旅費に関する規定)

- 1 会員が研修および会議等で外出する場合は、参加費の助成および交通費の実費弁償を行う。なお、交通費の試算は、「学校職員の旅費規定」を適用する。

《 付 則 》

- 1 その他の事項については、その都度常任委員会で協議する。ただし、緊急を要するときは本部役員で処理し、常任委員会で承認を得ることができる。
- 2 本内規に規定する事項にかかる経費は、PTA会費より支出する。
- 3 本内規は常任委員会の承認によって改正することができる。
- 4 本内規は昭和52年1月29日から施行する。

昭和54年 4月25日改正

昭和55年 4月25日改正

昭和56年 4月24日改正

昭和57年 4月26日改正

昭和58年 4月28日改正

昭和60年 4月25日改正

昭和63年 4月16日改正

平成 元年 4月24日改正

平成 2年 4月25日改正

平成 5年 4月27日改正

平成 6年 4月27日改正

平成 7年 4月28日改正

平成 8年 4月26日改正

平成 9年 4月25日改正

平成12年 4月28日改正

平成12年 5月25日改正

平成14年 4月26日改正

平成16年 4月24日改正

平成17年 4月23日改正

平成19年 4月28日改正

平成20年 4月26日改正

平成22年 4月24日改正

平成23年 4月23日改正

平成27年11月13日改正

平成28年 4月23日改正

平成29年 4月22日改正

平成30年 4月21日改正

平成31年 4月20日改正

河原田小学校交通安全父母の会会則（案）

（ 名 称 ）

第1条 本会は「河原田小学校交通安全父母の会」と称し、PTAの下部組織として環境整備部に置く。

（ 目 的 ）

第2条 交通事故のない明るい社会をめざし、会員相互の安全意識の高揚を図る。また校区における通学路の安全確保と児童の交通事故防止を図り、将来の立派な交通社会人の育成を目的とする。

（ 会 員 ）

第3条 本会は河原田小学校PTA会員をもって組織する。

（ 事 業 ）

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）児童の登下校時における通学路の交通安全指導
- （2）家庭・地域における児童及び家庭の交通安全意識の高揚
- （3）地域の交通安全関係団体との連携
- （4）その他本会の目的達成に必要な事業

（ 役 員 ）

第5条

- 1 本会には次の役員を置く。
 - （1）会長 1名（環境整備部部长 兼任）
 - （2）副会長 1名（環境整備部副部长 兼任）
- 2 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代行する。
- 4 役員の任期は1年とする。
- 5 会長は第2条の目的を達成するために必要に応じて参与を置くことができる。
- 6 参与は次の者から選任する。
 - （1）PTA会長 （2）PTA副会長 （3）学校長 （4）教頭

（ 会 計 ）

第6条 本会の会計は、PTA会計のなかで運用する。

（ その他 ）

第7条 この会則に定めるものの他、本会について必要な事項は会長がPTA総会に諮ってこれを定める。

《 付 則 》

この会則は平成3年4月1日から施行する。

平成 9年 4月25日改正

平成20年 4月26日改正